

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H21年度 意見≪22年度までは未対応であったもの≫)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
1	21	意見	指定管理制度について(委託金額)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	指定管理者制度の基本目的である施設の効率的効果的な運営のためには、改革の意識をもち、自由競争ができる環境を作る必要がある。 次回の協定書においては、一定金額で契約最終年度まで固定すべきである。そうすれば経営努力が決算成績に反映され、自主財源も生まれユーザーにメリットのある新たな政策意欲も湧いてくるに違いない。事業で成功することは喜びであり、社会に認められている証でもある。今の契約はその意欲を阻害するものである。	厳しい財政状況が続き、予算編成におけるシーリングにより予算削減に取り組んでいる中で、指定管理者の委託料については、議会等での御意見も踏まえ、通常の維持管理経費とは切り離して、平成21年度以降、算定基礎における削減率をゼロとし、委託料が県の一方的な都合により減額されないように配慮している。
2	21	意見	小規模企業設備資金制度(県の制度設計)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	こうした設計は、基本的には国のスキームに基づく制度設計とは言え、今目的にみれば、指定管理者の導入などによって、地方公共団体と外郭団体の関係が大きく見直されてきている状況を踏まえたものとなっておらず、必ずしも高い金融ノウハウが蓄積されているとは言えない外郭団体に業務を委ねるやり方としては、問題のある内容となっており、改善が必要と考えられる。	設備資金貸付事業は平成21年度から休止しているほか、設備貸与事業及び機械類貸与事業は平成23年度から休止している。
3	21	意見	小規模企業設備資金制度(県の制度設計)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	以上のように、金利面でインセンティブが十分とは言えない上に、民間と比べて煩雑な申し込み手続きや、前述したとおりの厳格な保全を求められていることなども考え合わせると、小規模事業者の育成に資する制度として、機能する条件がきわめて乏しくなっていると云わざるを得ない状況にあり、むしろ、設備貸与、機械類貸与に関しても、改廃を含む抜本的な見直しを行う必要がある。	設備資金貸付事業は平成21年度から休止しているほか、設備貸与事業及び機械類貸与事業は平成23年度から休止している。
4	21	意見	小規模企業設備資金制度(財団収支実態と利用実績)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	このことは、利用者からみると、金融機関としての規模のメリットを果たせない財団が事業を担っていることで、本来享受できる低利メリットが損なわれている可能性があるということであり、費用対効果からみても、今後さらに残高減少が見込まれるなかで、現行スキームで事業継続を図っていくことにはきわめて問題が多いと指摘できる。 したがって、財団の事業運営上も、当該事業の抜本的な見直しが不可欠となっており、早急な対応を検討していく必要がある。	設備資金貸付事業は平成21年度から休止しているほか、設備貸与事業及び機械類貸与事業は平成23年度から休止している。